

3月21日(水) 本年度第34回(通算2626回) 12時30分～ 釧路少年鑑別所

『職場訪問例会』

担当/社会奉仕委員会

☆お客様と来訪ロータリアン

・菅藤健一様 (釧路少年鑑別所 所長)

☆メイクアップ

☆出席報告【会員総数64名 免除9名 出席計算に用いた会員数64名】
本日の出席者 33名 本日の出席率 52%

☆ニコニコ献金 (今年度累計 586,000円)

・菅藤所長、今日はよろしくお願ひします

能登信孝君、石井東洋彦君、
佐渡正幸君

・菅藤所長、佐々木課長本日はよろしくお願ひします

田中和紀君

・アマルお世話になりました。24日AM6:30JRで札幌へ行きます

坂入信行君

・誕生日ケーキありがとうございました

大友 淳君

・出席委員会、先週はご迷惑おかけしました

小山義雄君

☆会長挨拶 《能登会長》



皆様ごくろうさまです。今日は当クラブの職場訪問移動例会にあたり釧路少年鑑別所様のご理解とご協力を頂き、この施設をお借りして例会開催をさせて頂きましたことに感謝とお礼を申しあげます。

少年鑑別所のことはまったくわからないのでインターネットで調べましたら、主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を最高8週間収容し、専門的な調査や診断を行う法務省所管の施設となっています。釧路北クラブは、かつて青少年委員会がありまして青少年の健全育成に奉仕活動として力をいれてきました。今日は釧路少年鑑別所の管籐所長さんに少年鑑別所のことについてお話を伺えることと思います。

よろしくお願ひいたします

☆幹事報告 《田中幹事》



①. 先週、例会の「識字率について」の三木先生の講演内容が3月15日道新の夕刊に掲載されておりました。

②. 来週の釧路ベイRCの集団メーキャップですが、16人の出席を頂きました。唯一人、お名前が書かれてないものが1枚ありました。御自分だと思ふ方は幹事田中まで御連絡下さい。

日時、場所の確認ですが3月27日火曜日全日空ホテルで午後6時30分より例会となっております。

ビクターフィ2, 500円です。お間違いないようお願い致します。



釧路少年鑑別所
所長 菅藤 健一様



少年の一日

時間	日課内容
7:00	起床、洗面、室内整理
8:00	朝食、休憩
9:00	運動、面接、意図的行動観察、自習
11:40	昼食、休憩
13:00	入浴、面接、意図的行動観察、読書、貼絵、心理検査、診療、自習
16:40	夕食、休憩
18:00	放送学習（オリエンテーション）
	日記、作文記入
19:00	テレビ視聴、自習等
21:00	就寝

日課は、清潔で落ち着いた環境の下で規則正しい生活を送ることと、少年自身が自分というものを厳しく見つめ直し、今後のことや審判に対する心構えを作ることをねらいに運営されています。

生活に必要なものはすべて貸与又は給与されます。また、日用品の一部は自分のものを使用することができます。

一般相談の御案内

御家庭や学校の子供さんのことでお困りの問題がありましたら、非行に限らず、いじめ、不登校、家庭内暴力、しつけ、知能や性格の診断、進路、職業適性などについて相談に応じます。臨床心理学の専門家が担当し、必要な検査やカウンセリングなどを行います。相談内容の秘密は固く守られます。

- ・相談内容… 非行・問題行動
知能・性格の診断
職業適性・進路適性
その他
- ・受付… 月曜日～金曜日
午前9時～午後4時
直接来所されるか、電話・メール等で相談内容を御連絡ください。
- ・費用… 相談は無料です。
ただし、検査を実施した場合は、検査用紙代の実費をいただきます。

釧路少年鑑別所



☎085-0834
釧路市弥生1丁目5番22号
☎(0154)41-5808
メールアドレス：kin946@cracus.ocn.ne.jp

少年鑑別所とは

非行からの立ち直りに必要な指針を得るために、専門的な知識や技術を用いて調査し、診断を行う法務省の施設です。

少年の健全育成を目的に、昭和24年1月1日に発足し、北海道には釧路、札幌、函館、旭川の4か所にあります。

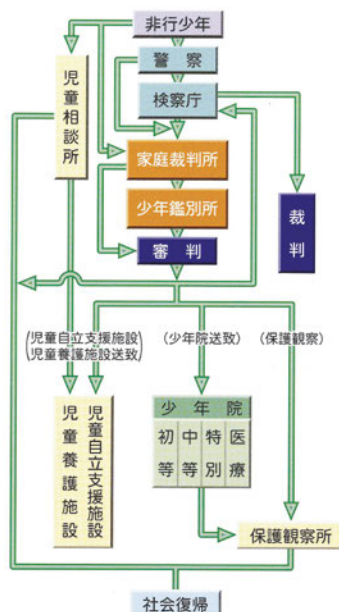
少年鑑別所では、家庭裁判所に送致された、14歳以上20歳未満の罪を犯した少年（犯罪少年）、罪を犯すおそれのある少年（く犯少年）及び14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年（触法少年）を、一定期間収容（観護）します。

そして、医学、心理学、社会学、教育学などの専門家が、どうして非行を犯すようになったのか、今後どうすれば立ち直れるのかを、科学的に解明（鑑別）します。

この結果は、家庭裁判所や少年院、保護観察所に送られて、審判やその後の処遇の重要な資料として活用されます。

このほか、家庭裁判所の請求により少年を収容しないで行う「在宅鑑別」、少年院や保護観察所などの関係機関からの依頼による「依頼鑑別」、一般市民からの相談に応じる「一般鑑別」なども行います。

少年審判と処遇の流れ



鑑別の方法

各種の心理検査や面接、あるいは意図的行動観察などを実施して、少年の能力や性格、適性、改善の可能性等を多面的に把握します。これらを基に、非行の原因となる資質的、社会的要因を解明し、判定会議にはかります。所長以下関係職員が資料を総合的に検討し、少年の今後の処遇方針について、結論を出します。

